

定 款

株式会社イオンファンタジー

株式会社イオンファンタジー 定 款

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社イオンファンタジーと称する。

②前項の商号は、英文では、AEON Fantasy Co., LTD. と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 遊技場、遊園地の企画、開発、調査研究、設計、施工、運営管理、経営及びコンサルタント業務
2. 業務用遊戯機械器具、自動販売用機械器具、景品交換用機械器具、両替機械器具、清掃用機械器具、厨房設備機器、遊技場で使用する業務用機械器具、事務用機械器具、コンピュータ及び関連機器、オーディオビジュアル機器、ソフトウェア、の企画、開発、制作、販売、輸出入、斡旋、賃貸、メンテナンス及び物流業務
3. 玩具、清涼飲料水、食料品、衣料品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨、民芸品、キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）、遊戯景品の企画、製造、加工、販売、輸出入及び物流業務
4. 酒類の販売
5. ゲーム機器、ゲームソフトの企画、開発、制作、販売、斡旋及び賃貸ならびにインターネット等の通信ネットワークを利用した映像・音楽ソフト、ゲームソフト、デジタルコンテンツ（デジタル技術応用ソフト）の企画、制作、配信事業、販売及び賃貸
6. 中古遊戯機械及びその付属品の買付、販売、仲介及び輸出入
7. 遊技場、遊園地、及びそれらの設備の清掃、修理、保守、管理
8. 情報処理サービス業、情報提供サービス業
9. インターネット、携帯情報端末機等を利用した情報提供サービス
10. 映画、印刷物、出版物の企画、制作、販売、輸出入及び賃貸
11. プレイガイド、映画館、劇場、スポーツ施設、カラオケスタジオ、ピリヤード場、まあじやん屋等の娯楽施設の経営
12. 学習塾、飲食店、文化教室、託児所、写真館、公衆浴場、キャンプ場、エステティック及びリラクゼーションの経営
13. 旅館業
14. 郵便切手、印紙、宝くじの売りさばき、及び古物の販売
15. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
16. 広告、宣伝活動、各種催し物の企画、製作、斡旋及び開催
17. 通信販売業務
18. 損害保険代理業及び生命保険の代理業
19. 前各号の営業を営む事業者を加盟店とする連鎖組織の運営、指導、教育及び情報提供
20. 加盟店の品揃えの指導と共に伴う必要商品の仕入れルートの斡旋ならびに業務上必要な資材の供給
21. 産業財産権、著作権等の知的財産権の管理、販売
22. 上記各号に付帯もしくは関連する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、50,000,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 9 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 10 条（総会開催の時期および招集者）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集する。

③ 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役が株主総会を招集する。

第 11 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

第 12 条（総会の議長）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

② 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役がこれに当たる。

第 13 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 14 条（議決権の代理行使）

株主が代理人によってその議決権行使しようとするときは、株主または代理人はあらかじめ株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。但し、代理人は当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。

第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第 16 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 3 名以上 12 名以内とする。

第 17 条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会でこれを行う。

② 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第 18 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 19 条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

④ 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第 20 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、決議があつたものとみなす。

第 22 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第 23 条（社外取締役の責任限定契約）

当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 24 条（顧問および相談役）

当会社は、取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 25 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 26 条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会でこれを行う。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 27 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

第 28 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

第 29 条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 30 条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 31 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第 32 条（社外監査役の責任限定契約）

当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第 33 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年間とする。

第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第 35 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

②未払いの配当金には利息を付さないものとする。

（附則）

第1条

変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。